

令和6年度第2回広島県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月17日（火）15時30分から16時30分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県庁 北館4階 第4委員会室
- 3 出席委員 福岡会長 江口委員 加藤委員 喜田委員 清川委員
住田委員 田原委員 原田委員 吉川委員 （委員9名出席）

4 議 題

認可事項

- 1 シンギュラリティ高等学校の設置について
- 2 武田中学校、武田高等学校、呉港高等学校の収容定員に係る学則変更について
- 3 東林館高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について
- 4 呉市医師会看護専門学校の高等課程の廃止について
- 5 三原日本語学校の設置について
- 6 安佐准看護学院の廃止について

- 5 担当部署 広島県環境県民局学事課
TEL 082（513）2758（ダイヤルイン）

6 会議の内容

（1）開会

委員総数10名中9名が出席しており、定足数を満たしていることを確認した。

（2）認可事項

1 シンギュラリティ高等学校の設置について

（ア）申請内容

通信制課程高等学校の設置

（イ）現地調査報告

（委員）廃校になって15年たっているが、廊下や教室はしっかりとしていて、そんなにリニューアルする必要はとりあえずない。水道電気等については、手直したという報告は受けた。

あと記憶に残っているところだと、サッカー部。ある大学の監督さんや結構著名なコーチの方を招聘している。おそらくサッカーも盛んになりたい印象を受けた。

入学者数は初年度どういうイメージか質問したが、提携している鹿島朝日高等学校の生徒が50名ぐらい。そして新入生が大体50名ぐらい。そして、来年度1年間通じて50名ぐらい他校からの転校を予想している。

ですから来年、150名ぐらいで運営できれば幸いですというふうなことの説明があった。

- (ウ) 結論
 適当と認める。

2 武田中学校、武田高等学校、呉港高等学校の収容定員に係る学則変更について

- (ア) 申請内容
 中学校、高等学校の収容定員の減員
- (イ) 質疑内容・意見
 特になし
- (ウ) 結論
 適当と認める。

3 東林館高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について

- (ア) 申請内容
 生徒納付金の改定
- (イ) 質疑内容・意見
 特になし
- (ウ) 結論
 適当と認める。

4 呉市医師会看護専門学校の高等課程の廃止について

- (ア) 申請内容
 専修学校の高等課程の廃止
- (イ) 質疑内容・意見
 特になし
- (ウ) 結論
 適当と認める。

5 三原日本語学校の設置について

- (ア) 申請内容
 各種学校の設置
- (イ) 質疑内容・意見
 - (委員) 学科名の「一部」「二部」の違いは。
 - (事務局) 午前と午後で分かれている。
 - (委員) 小学校の廃校を利用とのことだが、廃校になったのはいつか。設備は本当に使えるのか。
 - (事務局) 学校の廃校時期は不明だが、当該日本語学校は、法務省の日本語教育機関として許可を経て、令和4年10月から運営しているので、特段問題はないと思われる。
- (ウ) 結論
 適当と認める。

6 安佐准看護学院の廃止について

- (ア) 申請内容
 各種学校の廃止

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 各種学校から専修学校への編入はできるのか。

(事務局) 確認して後日回答する。

後日確認した内容：他の学校種からの編入はできる。

専修学校高等課程は中学校卒業者等が対象となっているが、高等学校を過去に卒業している者は入学不可能ということでは決してなく、中学校を卒業していれば入学が認められる。

編入については、学校教育法施行規則第 181 条に「専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、学校長が定める。」とある。

(ウ) 結論

適当と認める。

以上